番号	項　目	内　容	備　考
1	延焼ラインのおそれのある部分の中心線について	質問） 「建築基準法第４３条に係る運用基準（甲府市を除く）」では、橋等を設置する場合には、橋等を敷地の一部とすることを認めているが、延焼のおそれのある部分における道路中心線は、どのように考えれば良いか。 回答） 水路と敷地の間に道路境界線があるものとしてください。従って、道路と水路を足したものの中心線となります。	参考） 「敷地と道路との間に水路がある場合の道路斜線」の取扱い